

起案用紙（委員会記録伺）

(1号)

議長	副議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	文書取扱主任
/							
起案日	平成30年3月9日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	平成30年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	30四議第79号			公 開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 01			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 (公開)		四万十市情報公開条例第9条に該当 ()	
簿冊番号	04 - 03						
委員会名	総務常任委員会			会議年月日	平成30年2月20日(火)		
				会議時間	9時57分～12時7分・13時～14時5分		
出席委員	委員長 宮本博行			委 員 酒井石			
	副委員長 谷田道子						
	委員 宮崎努						
	委員 平野正						
	委員 今城照喜			欠席委員			
	委員長 上岡正						
その他	議長 矢野川信一						
	委員外議員 西尾祐佐						
執行部出席者	総務課長 成子博文						
	地震防災課長 桑原晶彦						
	企画広報課長 田能浩二						
	財政課長 町田義彦						
	会計管理者兼会計課長 高橋由美						
	地域企画課長 川井委水						
事務局	事務局長 中平理恵						
	総務係 橋田五月子						
記 録							
平成29年12月定例会において、継続調査となった所管事項の調査のため委員会を開催しました。							
その概要については以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会

●はじめに「平成 29 年住民と議会との懇談会（意見交換会）における意見について」執行部から説明を受け調査を行った。

◎ブロードバンドについて

【説明：田能企画広報課長】

平成 20 年から 22 年にかけて ADSL も含めてブロードバンド環境を整備した経過がある。当時は市内全域で一定ブロードバンド環境が整ったという認識でいたが、その後、情報化社会の進展に伴い、動画や大容量のファイルの配信が増え、それを視聴するユーザーや企業の営業活動でも超高速ブロードバンドの光通信を求めるなどのニーズが高まっているのは、市としても認識している。現在、光通信以外で ADSL の環境は、下田、蕨岡、後川、八束の 4 地域である。田野川は、平成 21 年から 22 年度にかけて県外のインターネットのプロバイダーを誘致して ADSL 環境を整えている。市としても生活インフラとして光通信環境は重要な位置付けだということは認識しているが、1 地区につき数億円単位の整備費用がかかるため、4 地区全てを一度に整備するのは難しく、助成制度としては公設では、総務省の情報通信基盤整備の補助制度が 3 分の 1 ある。補助裏では情報通信関係の整備の事業債の充当が可能である。これまでも市の方から民設の要請をしているが、採算性の問題で民間の参入が得られていない。行政が民間整備を助成すれば、民間整備の方向性もあるのだが、国の補助は使えない。県の補助が 10 パーセントあるが、県の補助裏は起債の充当ができないし、市が民間で助成する場合は、単年度で数億円の費用が必要になる。4 地区の内、特に通信速度が遅いのが下田地区で、いやしの里は WiFi を整備しているが、通信速度が遅いとの苦情も入っている。下田地区は、移住者が多い地区であり優先的に整備をするよう現在検討しているところで、現時点では公設か民設かは決まっていないが、30 年度に国の支援と要請や民間事業者と協議して、31 年度の整備に向けて動きたいと思っている。残り 3 地区については、現時点では計画は持っていないが、これからの情報通信の利用状況等を踏まえながら、光回線の整備を費用対効果等も含めて検討していきたいと思っている。

【質疑：宮崎委員】

防災のためにするのか、観光のためにするのか、要望があるからするのか。何のために光回線の整備をしていくのか、方向性はどうなっていくのか。

【答弁：田能企画広報課長】

光回線が市民生活にとって重要なインフラなのかどうかベースにあると考える。事業者、営業活動も含めてインフラの一つとして行政として整備すべきものかどうかをベースに考えたい。今の情報化社会の中では光通信環境というのは、インフラとして行政が整備していく重要性が高いものになってきているという認識は持っている。これまで、中山間地域、中筋、東中筋に整備した光ケーブルは IP 告知端末とセットで各戸へ、基本的には防災、行政情報の伝達も含めて整備した経過がある。残った 4 地区については、防災、情報の伝達手段までは難しいだろうと思っている。まずは重要なインフラとして、行政として基幹的な部

分を行い、後の引き込みは各戸でお願いしたいと考えている。産業振興、観光、災害情報の伝達などいろいろな目的はあろうが、行政としてのベースはインフラとして整備しておく重要性が高まっているという認識である。

【質疑：宮崎委員】

インフラの整備であれば、下田、蕨岡、後川、八束の中の人口の多いところから行うのが筋だと思うが、人口は下田が一番多いのか。

【答弁：田能企画広報課長】

人口的には下田が多い。

【質疑：宮崎委員】

事業化していくところは、人口の多い、ニーズの多いところという考え方で良いのか。

【答弁：田能企画広報課長】

基本的にはその考えである。当然財源的な問題はあるが、今のところ全ての地域の計画を持っているわけでない。人口、観光施設など相対的に優先すべきであろうということで、下田地区を検討しているところである。

【質疑：宮本委員長】

勝間川の携帯電波の届かないところがあり、以前聞いていたのは、地デジの時に引いたケーブルが1本でも余裕があれば、たぶん小さいアンテナを何か所か建てれば、カバーできるという話を聞いて、余裕があるものと思っていた。それが全然余裕がなくて、ぎりぎりで行っている。また、改めて何らかの手を打たなければならない状況である。もし、今後行うのであれば、将来的な余裕をみながら、ゆとりをもった計画を立ててもらいたい。田野川から要望が出ているのは、田野川の学校のコンタクトセンターは入っているのに、その近所はなぜできないのかという話が出ているのだと思う。市民に対して公平なインフラとして、財政的な問題もあろうが早急にやるべきだと考える。

【答弁：田能企画広報課長】

勝間川地区に対しては、芯線が足りないので、ファイバーケーブルを使った携帯の基地局ができない。当時どういった状況で何線にしたかというのは、難しいところがあるが、言われる通り将来の利用に応じてというところであろう。1芯増えれば、かなりの事業費が増えるということもある。例えば将来の防災情報などに使えるということも想定しながら、何芯にするかを考えていかなければいけないと思っている。学校施設に光ケーブルは敷設されているが、すぐそこまでケーブルが来ているかといって、そこから分岐すればできるというものではない。その辺はなかなか理解が得られないところである。

◎テレビの施設について

【説明：田能企画広報課長】

中山団地については、従前より自主共聴施設でアナログ放送を受信し、地デジ放送への移行時にも、同共聴施設でUHF電波を受診できるため、そのまま使用しているものであ

る。市内の同様の共聴施設として市で把握している分では、約 30 施設（30 組合）あり、そのうち NHK の共聴もあるが自主共聴も市内にいくつかある。それぞれ組合を作り、施設の維持管理、将来の改修費を踏まえてそれぞれの施設で負担金を設定して徴収している。中山団地については年会費 6,000 円で、額については、各組合の設定によると思う。他地区に比べて不公平ではないかとの質問であるが、現在市内でテレビを見る環境としては、個別（各戸）のアンテナで受信できる世帯、共聴組合、市が地デジ放送移行に伴い、特に中山間地域の西土佐、富山については光ファイバー、光ケーブルを敷設して、民間のケーブル会社にケーブルテレビとして提供してもらっているもの、それぞれ当然費用は必要である。市が敷設したケーブルテレビの視聴料が月額で 1,080 円必要であり、無料で視聴しているものではなく、NHK 放送受信料は別途個人負担があり、市としては不公平という認識はない。共聴施設の改修については、県・市の補助制度があり、改修費は施設の規模にもよるが、過去の分を見ると約 100 万円から 300 万円くらいの範囲である。その内 1 世帯当たり 28,000 円の負担で、足りない部分を県が 2 分の 1、市が 2 分の 1 を補助する制度である。改修の予定があれば、前年に相談すれば、翌年の改修に合わせて補助制度は可能で、29 年度は 3 地区組合の改修に対して補助を行っている。

【質疑：宮崎委員】

西土佐、富山のケーブルテレビの視聴料の月額で 1,080 円は、市の補助が入った額なのか、通常の加入でこの額なのか。

【答弁：田能企画広報課長】

市の補助が入っているわけではない。ケーブルを市が敷設して貸与という形であり、通常の配信料よりは安く設定しているというところだと思う。

【質疑：宮崎委員】

具同地区の中山団地はもともとスワンの契約エリアなので、地デジだけでいいというのであれば、この設定は可能なのか。

【答弁：田能企画広報課長】

そこは難しいところである。共聴組合としてこれまで運営しているので、その組合員が抜けていくということになった時に、その組合の施設の維持ということも出てくるので市としてはなかなか言いにくい部分である。当然そういう世帯がでるということは、可能性としてはあると思う。

【質疑：宮崎委員】

画質はきれいに見えるのか。

【答弁：田能企画広報課長】

地デジの配信は、佐岡から飛ばしている電波を基本的に受ければ、電波そのものに画質云々はないと思うので、画質の高低はないと思っている。

◎移住者への市の対応について

【説明：田能企画広報課長】

質問のケースについて、移住推進員、担当者に確認をしたが、市としては思い当たる人がいなかった。現在、本市では移住推進員（4名）の配置し、NPO法人「四万十市への移住を支援する会」や「地域移住サポーター」と連携したきめ細かな支援体制を構築し、対応しているところである。移住相談者には、面談を通じた移住前のアドバイス、空き家の紹介及び契約の立会、住宅の環境整備や起業相談を行う場合もある。起業相談では、天神橋で行っているチャレンジショップや空き店舗利活用の支援制度などの紹介をしている。移住後の困りごとの相談にも応じており、この質問のケースについてはちょっと思いあたるふしがない。若干最近、空き家のストックが不足している状況があり、相談されても希望にかなう空き家がない場合もあり、その場合は希望の空き家が出て来るまでは登録し、出れば知らせる対応を取っているが、そこでの若干の行き違いがあったのではないかと思うが、市としては丁寧な対応に努めているところである。

◎地域環境の整備について

【説明：田能企画広報課長】

公共交通

古津賀第二団地を始め、中村まちバスについては、他の地区からもエリア拡大の要望があり、市としても高齢化が進む中、高齢者をはじめ交通弱者の日常生活の足として公共交通の担う役割は高くなっているという認識である。中山間地域へのデマンドバス・タクシーの導入やまちバスのエリアについても可能な範囲で広げ、バス停の数を増やすといった取組も行っており、平成26年度の八東地区のデマンドバス導入により、一定、交通空白地域が解消されたとの認識を持っている。利便性については、住民のニーズには対応できていないところはあるかと思う。第二団地は、西南交通の田野浦線（黒潮町と連携して経費助成）が1日3往復（利用者数：平均21.5人/日）しており、市としては、第二団地は交通空白地帯ではないという認識は持っている。

また、中村まちバスのエリア拡大には、民間交通事業者（ハイヤー・タクシー、福祉タクシーなど）との調整も必要となる。バス運行に関して市では、年間1億円を超える経費がかかっている状況で、この経費の増額には検討の余地があり、まちバスエリアの拡大は慎重に考えている。市内のバス運行については、全体的な検討が必要ということで、来年度の予算で公共交通網形成計画を策定する予定で、まちバスのエリア拡大、運行方法、運行事業者も踏まえて検討していくこととしている。

【質疑：宮崎委員】

市の公共交通の方向性はどうなのか。

【答弁：田能企画広報課長】

以前の総務委員会でもその件についての話題があり、公共交通の担うべき役割の整理が

担当課でもかなり微妙なところに来ている。高齢者の日常生活の足の確保を公共交通で全て拾い上げるのは難しく、福祉サイドの福祉タクシーなどの施策も利用してもらうようになる。公共交通は高齢者に限らず住民の移動手段であるが、高齢化が進み利用者の大半が高齢者というのは事実である。住民の意識と公共交通の役割にギャップが生まれており、活性化協議会でも、公共交通の部分と福祉施策の部分の整理を行うよう意見をもらっている。福祉施策と含めて、市としてある部分を公共交通が担えば、あとは福祉施策を利用しながら高齢者のニーズは捉えられる。こういったところを住民に示せばもうちょっと理解が深まるのでは思っている。

◎地域支援

現在、個別地域の支援としては、地域おこし協力隊を配置（現在8名）しており、各地区等から相談のあった個別案件については、内容に応じ担当課を中心に直接職員が地域に向き対応しているところである。市職員の地域への配置については、平成22年6月から3年間、地域づくり支援職員を配置した経過もあるが、地区自体の熱意や主体性がなかなか得られず、地区要望の窓口、祭りの開催や地区の出役といった活動に留まった経過があり、なかなか成果があがらないということで現在中止している。そのため、地域の主体性や具体的な提案、目的がないまま、単に職員を地域へ配置することは難しいと思っている。

【質疑：上岡委員】

地域づくり支援職員の配置を効果がなかったのでやめたということだが、職員の力量がなかったのか。どういった総括をしたのか。

【答弁：田能企画広報課長】

古津賀第二団地に当時職員が3人入っている。職員の配置は、各地区に健康福祉委員会の設立を第一目的に入った経過があり、古津賀第二団地も現在、健康福祉委員会が設立されている。先ほど効果がなかったと言ったが、言葉を訂正させてもらう。効果がなかったわけではない、健康福祉委員会の設立等を踏まえ、住民活動が活発になっていると思っている。この時の地区の状況を聞くと、健康福祉委員会に限らず、その他この地区についてはかなり活発に住民活動が行われているという報告も受けている。地域づくり支援職員の制度について市として一定総括をしており、その中で地域に職員を単に派遣するというだけではなかなか効果が得られないのではないかと、まずはその地区の思いやこういったことに取り組みたいとか、地区としてこういったことをしたいのでここを手助けしてもらいたい、職員にも入ってもらいたい、そういう地区の主体性がある職員が入るのがいいのではないかとということで、最終的に総括している。地域おこし協力隊も地区としてこういったことをしたいというところに対して、地域おこし協力隊を配置している。色々な地区があるだろうが、余り目的がなくただ職員が入っていくというのは、余り効果が見えにくいのではないだろうか。

【質疑：上岡委員】

この地区は要望があるので、再度検討する必要があるのではないかとと思うが、どうか。

【答弁：田能企画広報課長】

各地区から色々要望が上がってくる中、個別に対応できている部分はあると思う。ただ地区全体の取組として、職員がその地区に入っていける制度は現状では地域おこし協力隊である。各地区にそれぞれ職員を配置していくかどうかは、企画の方で答えるかどうかはわからない。地区としてこういうことしたい、こういうところに職員の協力が欲しいという具体的な相談があれば、検討のテーブルにあげることはできると思っている。

◎地域おこし協力隊について

【説明：川井地域企画課長】

地域おこし協力隊導入のメリットは、外からの視点で課題を捉えることや、普段気づかない地域資源発掘など新しい発見や発想が期待できることである。地域の課題解決等に向けて、協力隊と住民自らが試行錯誤し、取り組むことで地域力が高まり、地域や団体の自立につながり、協力隊の任期終了後、地域に定住することで、活動で培った経験やスキルを持った新しい地域の担い手として、長年に渡り地域活動への貢献が期待できる。

具体的に行わなければならないことの市からの指導がないとの質問であるが、西土佐地域の地域振興担当の協力隊の活動内容は、地域振興のフリーミッションで、自ら考え、企画し、実行することとしており、このことは採用の時にも確認をしている。具体的な取組としては、第1次産業振興、加工・販売、交流人口の増大、地域との協働（イベントへの参加）、伝統文化の継承等が考えられる。また、これ以外に協力隊個々のスキルを生かしての地域振興も考えられ、基本、協力隊個々が配属された地域に入り、地域の実情等に応じた取り組みを行ってもらうこととなるが、必要に応じ市からの指導等も必要であると考えている。現在、協力隊とは、月1回のミーティングや個々の疑問点等含めてコミュニケーションを取っており、必要があれば指導等を行っているが、今後は、これまで以上に協力隊個々とのコミュニケーションを密にし、市と協力隊が一体となった地域振興に取り組んでいきたいと考えている。

地域おこし協力隊の配属地域の選定基準は、地域おこし協力隊を必要とする地域であること、地域おこし協力隊の受け入れが出来る地域であること、地域に地域おこし協力隊の居住する住宅のあることを考慮して行っている。具体的には、西土佐地域で集落自治の取り組みを積極的に行っている地域（大宮地域）、旧西土佐地域の中心地から離れた高齢化の進む地域（奥屋内、権谷等）、協力隊導入の要望のあった地域等を優先している。導入する地域に協力隊用の住宅が確保出来ない場合は、近隣の集落に居住してもらいつつ、配属された地域活動を行ってもらうようにしており、条件として、住宅が先にあるというわけではない。

【質疑：宮崎委員】

市長から地域おこし協力隊の置く地域を協力隊員の住宅がある場所と言われた件は、その人の勘違いということか。

【答弁：川井地域企画課長】

本人に確認はしていないが、市長が言ったことの一部に誤解があったのではと考えている。

【質疑：宮崎委員】

月1回のミーティングは、全員強制参加なのか。

【答弁：川井地域企画課長】

フリーミッションの3人は、月初めの水曜日の午前中に集まり、前月の実施活動の実績、その月の活動予定をそれぞれの内容を聞きながら、活動内容の把握をしている。3人それぞれ取り組む内容も違い、周りからの意見や相談事も一緒に考えながら、協力隊が孤立しないよう取り組んでいる。

【質疑：宮崎委員】

地域おこし協力隊に対する住民の認識と市の認識がずれているように思うが、そのところはどうか。

【答弁：川井地域企画課長】

意見を出した本人に確認をしていきたいと思っている。

【意見：宮崎委員】

協力隊と市だけのミーティングでなく、地区の人も巻き込んだ活動が必要なのではないかと思う。

◎行政無線について

【説明：桑原地震防災課長】

防災行政無線と既存の地区の有線を連動させる仕組みづくりに取り組んでいる。若藤地区は現在工事を行っており、3月中旬には試験調整のうえ運用開始になることからかなりの改善が見込めると考えている。

防災行政無線については、有線との接続のほか市全体の屋外各子局の増設についても検討を進めてきたところであるが、今後は子局の増設だけでなく、各地域の条件に応じたタブレット端末など他の通信手段との連携なども検討し、より費用対効果の高いシステム構築を検証する必要があると考えている。

【質疑：宮崎委員】

懇談会の時期は、色々な地区で話が出て大事と思ったのだが、懇談会が終わった後に全部やるのは不可能ではないかといった意見や村のレベルで行うのはわかるが、広域の市で行うレベルではないのではないかという意見もあった。市としては全域、全戸に無線の放送が入るようにしていくのか。どこまでという考えがあれば聞きたい。

【答弁：桑原地震防災課長】

地区の中に複数個の屋外の子局を設けて、できるだけ広範囲のエリアをカバーする考えを持って今まで整備をしてきたところであるが、指摘のとおり限界もあるのかなという感

じもある。他にも有効な情報伝達手段があるのではないかと、もっと勉強しなければと考えている。防災行政無線には、アンサーバック機能という向こう（地区）からも無線を通じて市へ連絡ができる機能がある。そのため地区に1台は整備したい思いである。また、メーカーを呼んで色々な方法の確認をしているところであるが、有線、無線、光、色々なものを含めて地区に応じたものを考え、費用対効果が一番上がるものを粘り強く考えていくことを地震防災課として行いたいと思っている。

◎防災無線について

【説明：桑原地震防災課長】

田野川甲・乙、口鴨川も若藤同様に地区の有線を連動させる改修工事を行っている。口鴨川からの固定電話との連動ができないかということであるが、連動は不可能である。現在、行っている地区有線との連動により、雨天時なども一定の効果があるのではないかと考えており、IPの告知については、連動できるところは全て運用させている。佐田のFAXの利用については、市との連携ではなく佐田地区独自の運用ではないかと思っている。今後は、各地区での独自の取組や情報伝達手段を調査し、参考になるものは他地区での紹介などを行い、ハード面だけでなくソフト面の対応も積極的に取り組みたいと考えている。

◎中山団地の放送について

◎防災無線について

【説明：桑原地震防災課長】

放送の音が聞こえない、屋内スピーカーの設置が必要ではないかとの意見である。地区からの意見を参考に音量を調整するとともに、話すスピードや間隔なども調整している状況である。子局の増設と他の通信手段の組み合わせなど、地域に応じたシステムを検討し、より効果的に整備、改善ができるよう検証していきたいと思っている。

◎エリアメールについて

【説明：桑原地震防災課長】

台風時にエリアメールが多すぎる、近隣の市町村からのものも入ってくる、幡多郡で統一できないかという意見である。市からのエリアメールは、ドコモ、au、ソフトバンク各社同様のサービスを利用している。基本的には、発信時にその市町村に端末を持っている利用者にそれぞれ送信されるが、各社とも技術的に各市町村の明確な区分は困難で、市町村境では複数の市町村のメールを受信するエリアがあることは承知しているが、災害時にはエリアメールは有効な手段であるため、非常時の対応として認めてもらいたいと考えているところである。避難勧告は各市町村の災害の特性や事象に応じて行われるもので、幡多郡での統一は不可能と考えている。

◎津波避難タワーについて

【説明：桑原地震防災課長】

定期点検と反射鏡の維持管理についてであるが、管理については地区の防災会と覚書を交わして、日常的な管理、清掃、タワーの監視などを地区にお願いしており、その他の経費を伴う維持管理や修繕は、市で負担をすることを定めている。初崎地区からの意見だと思うが、タワーは自分が見たところ錆はないが、少し老朽化してきた感があるので、メンテナンスは必要と考えている。今後は地区の防災訓練の時などに出向き、近接目視をして確認点検を行い、何かあれば修繕といった定期的な点検をしたいと考えている。看板や照明の維持管理であるが、地区からの報告でこれまでも照明の点灯不良の修繕も行っている。地区からの報告や市の定期点検などにより適切な処理、維持管理に努めていきたいと考えている。

●次に、「基金について」会計管理者兼会計課長と財政課長から説明を受け調査を行った。

【説明：高橋会計課長】

基金の残高の推移と利子の推移についての説明をする。一般会計の財政調整基金、特定目的基金、特別会計の財政調整基金の平成 25 年度から 2 月 20 日現在、平成 29 年度までの基金の残高と利子である。預金利率の推移は、各 7 金融機関から見積もりを徴して、その平均を年度ごとに低いものから高いものを表している。預金利率の推移は、全部の中で最低だった利率と最高だった利率を一覧にしている。基金残高は平成 25 年度末が約 64 億円とずっと推移しており、平成 29 年度は、2 月 20 日今日現在のため年度末の取り崩し予定の額は入っていない。利子の各年度の合計は、25 年度は 820 万（資料では 8,294,051 円）、26 年度は 1,295 万（資料では 12,951,190 円）であり、今年度は少なくなっているが、毎年の利率の低下もあるが、大きな要因は、28 年度までは高額の基金は 1 年間預けると途中の取り崩し等に対応できない。または、その時期時期の利率の変動が見込めたので、半年、前の年度の 11 月 30 日から当年度の 5 月 31 日、5 月 31 日から 11 月 30 日の 2 回に分けて同じ基金を 2 度預け入れし、その結果利子の合計も高くなっている。29 年度は利率の低下に伴い、預入期間を半年よりも 1 年とした方が、少しでも利子のアップが見込めるのではないか。財政サイドとの話で取り崩しの見込みは、まずはないということで、1 年間の預け入れにしている。今までのような半年ごとの利息の積み上げがなく、平成 30 年で 1 年後の利息が上がってくるため、大幅に下がっている。

【説明：町田財政課長】

平成 30 年度当初予算、3 月補正を踏まえた基金の取り崩し等を示した表である。平成 28 年度末の基金残高は、財政調整基金と減債基金を合わせた財政調整的な基金が 32 億 3 千 4 百万円余り、その他 18 基金の特定目的基金の合計が 18 億 7 千 3 百万円余りで合計 51 億円（資料では 51 億 820 万円）の動きがあった。平成 29 年度中の増減見込みは、財政調整基

金は、2億3千7百万円（資料では2億3千750万円）28年度の決算余剰金を積立でているので、5億8千8百60万円ほどの基金の現在高になっている。減債基金は利子の積立で100万円に4億8千5百万円（資料では4億8千510万円）3月補正で29年度の見込みを想定すると、予算額とは違って来るが、決算調整も含めて4億8千500万円（資料では4億8千510万円）の取り崩しが見込まれるので、24億円の減債基金の残高を見込んでいる。その他特目基金では、29年末の基金残高は、それぞれ取り崩しの減の方が多いが、全体で47億1千万円（資料では47億1千600万円）を見込んでいる。平成30年度の普通会計の基金残高の見通しは、4億9千5百万円（資料では4億9千530万円）の減を見込んでいる。これは、年間での見通しであるので、当初予算の繰り入れ額とは違って来る。今の財源不足としては、単年度5億円の財源調整不足を調整していく見通しである。その他特定目的の基金は目的に応じた取り崩しを予算上の計画を予定している。

30年度決算が終わって、31年5月ベースでいくと41億7千6百万円余りの基金の見通しである。財政調整基金は2年間で10億円程度減り、3月、4月の現金不足分を限度額22億円の一時借入を行うが、毎年、5億円ずつ取り崩していくと運用可能額が不足していき、安定的に基金を保つ状況は難しく、22億円の中での資金運用は難しい。今回、特別会計は除く普通会計について説明している。

【質疑：宮崎委員】

35年度以降は、5億分の事業を削る方向に舵が切られる可能性があるという考えか。

【答弁：町田財政課長】

一時借入の見合い定期は22億円あるので、これを割ったら利率の低い一時借入ができなくなつて、満々の一時借入を借り、10億円は定期見合いでやっても12億円は一時借入などで借る形になる。その時の情勢を踏まえて、何十億か短期で借入れしていくことになる。

【質疑：宮本委員長】

基金を多く持っている地方自治体があるということで、国が交付税を減額していこうとしているが、この辺の情報は聞いているか。

【答弁：町田財政課長】

県内では基金を持っている自治体はあるが、四万十市は少ない方である。12月末に国から調査があり、基金が必要な理由を明確にしていかなければならない。5億円ペースで使うと無くなり、本市は余裕のある貯金ではないと国に報告しており、特に国からの具体的な市に対する指摘はない。

【質疑：宮本委員長】

来年度は特交にもかかってこないし、財務省は再来年度以降はわからないという話で、総務省が反対の意見で地方を守る立場でやっているようだが、本市のように厳しいところは多少指摘されてくると、ますます財政的に厳しくなるわけで、今までのような予算規模ですつと行っているが、合併のうまみもなくなり予算規模を下げざるを得ないのではないか。その辺の見通しは財政課としてはどう思っているか。

【答弁：町田財政課長】

予算のピークは平成 27 年度の一般会計で、道の駅、小学校体育館建設など箱モノが多く、230 億円近くあった。昨年の骨格予算で 204 億円程度、骨格予算ベースだが減少している。市長も当然歳入に見合う、身の丈にあった財政運営を念頭においている。歳入が増えない限り必要な事業をどう厳選し、かつ取捨選択を含めて優先順位をつけていくか、様々な行政需要がある中でどういった形で行っていくのかを考えると、大変難しい状況が続くと感じている。

【質疑：上岡委員】

市長に以前、財政規模について質問をしたところ、市長から 180 億円との答弁があった。現在 200 億円で、10 パーセントオーバーしているので、今のまま進んでいくと心配している。先を見て無駄のない予算にしてほしい。

【答弁：町田財政課長】

市長と当初予算の中で議論をしたが、180 億円は無理であるという話はした。理由は義務的経費が 93 億円、物件費と合わせて 180 億円必要である。29 年度に準備できるのは一般財源が減債なしで 131 億円程度、当然交付税が下がるので、130 億円準備できる一般財源がない。20 億円の投資的経費の中で、義務的経費の中では合併当初より人件費は下がっているが、その分扶助費などが増加している。物件費等も含め、維持補修も必要で財政的にどういったものを優先するかは今後議論の余地がある。色々な政策的なものを市長施策も含めて、財政運営上のバランスをどうとっていくか、市長と査定の中ですり合わせが必要である。

【質疑：今城委員】

経常収支比率は悪化しているのではないか。

【答弁：町田財政課長】

平成 28 年決算の経常収支比率は、臨財債（臨時財政対策債）を含めると 91.6 パーセントで臨財債を除くと 96 パーセントである。その割合なので臨財債を含めた場合は、10 億円程度は臨時的経費に充てられる。10 年刻み位の何かの節目に大きな山（予算）はあろうかと思うが、日々費用対効果を含めて経費節減に努めていきたいと考えている。

●次に「八東地区防災拠点基地に係る用地費等の取り扱いについて」地震防災課長から報告を受けた。

【説明：桑原地震防災課長】

八東地区防災拠点基地と保育所の合築に係る用地費等の取り扱いについては、1 階を保育所、2 階を防災拠点基地とし、保育所の建設にかかわらず防災広場と防災拠点基地に必要なであった用地ということで整理し、この内容で県にも確認していたところである。

また、保育所より一段高い防災広場の機能を確保するため当初、法面としていた部分を都市防災総合推進事業費で L 型擁壁を施行したが、擁壁については建築に係るもので防災拠点基地と合築する保育所も費用負担することや、その後県と資料や現地の確認等を行い、関

係機関と協議した結果、都市防災総合推進事業費で購入した用地費や造成費の一部を保育所側も費用負担することが望ましいとの結論となり、同事業に係る国費の一部を年度間で調整し、精算をすることとなった。

【質疑：上岡委員】

会計検査の指摘事項があれば教えてほしい。

【答弁：桑原地震防災課長】

この分についての会計検査の質問がなかったので、答えていない。県、国土交通省には協議途中ではあるが、こういう整理についての協議はしている。

【質疑：上岡委員】

こうなることは想定していたのではないか、わかっていなかったのか。

【答弁：桑原地震防災課長】

県との当初の協議の中では、下に保育所を上には防災拠点という区分けをしたことで、例えば、屋根が一つで済むなど都市防災側にとっても有利な内容ではないかということで、県としても構わないだろうという判断を当時もらっていた。建築確認の中でも擁壁を建築物と見るようにという話があったこと、平成 29 年度のアロケ（アロケーション：配分）についての明確化が色々といわれ、特に 29 年からは厳しくみるということも言われており今回の協議に至った状況である。

【質疑：上岡委員】

なぜ、用地費がもらえなくなったのか、もう少し詳細を説明してほしい。

【答弁：桑原地震防災課長】

当時、図面などの詳細がない中で色々協議をしていた経過もある。去年の総務委員会で詳細な図面ができたので、再度協議をする旨を話していた。現地視察や資料を踏まえた説明を行い、建築確認の中でも建築物として判断すること出てきた中で、県としても保育所側にも一定の受益があるということで、費用負担することが必要なことではないかということで整理がなされた。それをもって地方整備局で説明したところ、そういった形が望ましいという確認をもらった。

【質疑：宮本委員長】

減額分を保育所の方で補助の追加はできないのか。

【答弁：桑原地震防災課長】

このことについても調べたが、保育所で補助にあたるのは建物と建物に接続された構造物のみであり、擁壁についてはなく、単独の事業費で充てることになる。

●続いて「平成 27 年度四万十市財務書類について」財政課長から報告を受けた。

【説明：町田財政課長】

今までの単式簿記から資産や負債などの状況が把握できる複式簿記に変更を行ったが、財務書類の作成基準が不統一であることにより、他団体との比較ができない等の問題が生

じていた。平成 27 年 1 月に統一的な基準による地方公会計マニュアルが公表され、総務省から平成 30 年 3 月までに全ての地方公共団体へこの統一的な基準での財務書類を作成するよう要請された。四万十市では、平成 21 年度決算から「総務省改訂モデル」で作成していたが、固定資産台帳が未成熟であったため、27 年度で精査し、一般会計だけでなく特別会計も含んだものを 28 年度予算で委託をして作成した。作成基準日は、平成 28 年 3 月 31 日で、出納整理期間の収支は基準までに終了したとみなして取り扱っている。作成対象とする範囲は一般会計と法適移行中の簡易水道事業会計などの 3 事業会計を除く特別会計で、全体の資産のこと、行政コストのこと、現金の状況がわかるようになる。

【質疑：谷田委員】

委託先はどこか。

【答弁：町田財政課長】

株式会社ぎょうせいである。財務会計上のデータを利用しないとこれできないため、財務会計システムの保守をしてくれている会社である。

●次に「投票所入場券の発送について」成子総務課長から報告を受けた。

【説明：成子総務課長】

昨年の 11 月 15 日の総務委員会の中で、入場券の到着が期日前投票開始後になり、最大 3 日遅れる状況にあるという報告をした。12 月 1 日に選挙管理委員会を開催し、そこで 1 月 26 日の県下 11 市の選挙管理委員会の連合会において、投票所入場券の発送について議題とするよう協議をした。県下では室戸市を除く 10 市が法令に基づき、告示日以降に発送しており、このことを受けて四万十市選挙管理委員会でも協議した結果、これまでどおり法令遵守のうえ、告示日以降に発送することとなった。これには、告示日の発送の時間が重要で、一旦高知市内の郵便局に発送し、それから仕分けをするようになっているので、告示日の 9 時半には市内の郵便局に持っていく、翌日の月曜日から 3 日をはけるがそういった形で配達をしていくことになる。また、入場券がなくても投票ができることは、これまで通り周知をしていくことを考えている。

【質疑：酒井委員】

将来的に発送日を変える予定はないのか。

【答弁：成子総務課長】

法令遵守であるので、元の法令が改正されることがあれば変わることもありうる。

【質疑：宮本委員長】

室戸市だけが法令遵守でないということか。

【答弁：成子総務課長】

法令遵守ではないと認識しているが、市民サービスということでそういった部分も理解したうえで発送しているのではないかと想像する。連合会の中では県下の足並みをそろえてという結論に至った。

●続いて、「弔電の見直しについて」成子総務課長から報告を受けた。

【説明：成子総務課長】

現在、亡くなられた全市民に対して、平日に係らず休みの日も弔電を行っているが、休みの日は職員が出勤して対応しており、時間外等や県下 11 市の状況を踏まえて見直すものである。現在、四万十市と土佐清水市が全市民に対して弔電を行っており、3つの市が対象年齢を設けて弔電を行っている。80 歳以上が安芸市、95 歳以上が土佐市、100 歳以上が南国市で、全体の内 5 市が市民に対して弔電を行い、幡多郡内では、大月町が全住民を対象に弔電を行っている。これら県下の状況を踏まえ、経費削減等も含めて弔電の対象者をこれまでの全市民から対象年齢や市政に功労のあった名誉市民など、限定した対象者にしていくことを考えている。4月以降からの対応になるが、4月の広報により周知を行う。

【質疑：上岡委員】

具体的にどのように見直しをするのか。

【答弁：成子総務課長】

4月以降に考えているのは、年齢は一律 100 歳以上の長寿者に対して弔電を行う。市政に功労のあった名誉市民、県選出の国会議員、市選出の県議会議員、市議会議員、他の自治体の首長、特別職の常勤の職員（市長、副市長、教育長）、行政委員会の委員、非常勤特別職の職員（本人）、市の職員、その他市長の認める者という項目を設けての対応となる。平成 23 年に要綱を決めて、ある一定対応してきたところであるが、業務の改善等を含めてこういった整理をしていくものである。

【意見：宮崎委員】

市民全員をやめるのであれば、税金を使って議員と職員に弔電をするのは、やめた方が良くないのではないか。

【意見：宮本委員長】

市長の弔電は選挙活動の一環とも捉えられかねられないし、市長が個人で送っているように捉えられているのではないかと考える。四万十市として送る方が良くはないかと考える。

【意見：上岡委員】

名誉市民と 100 歳以上の長寿者のみにして、見直すのであれば、あとは送らないようにすればいいと思う。

【答弁：成子総務課長】

協議の中でやめるということでは動いていたが、他市を見るとある一定関係者には行っているということで、今まで全市民に行っていたことを一気にやめるということにはならないだろうとう状況になった。黒潮町は何も行っていない。本日の意見にも対応していくようにする。

【意見：今城委員】

税金で弔電が送られていることを市民は知らないと思う。市長個人が送っているのではないか。

【質疑：宮本委員長】

行わないという選択肢も今の時点ではあるのか。

【答弁：成子総務課長】

今は、限定して行うということで方向性は固まっているが、今の意見は市長にも伝えて、また報告するようにする。

●次に広島市議会の対応要領をベースとした内容で進め、各会派に持ちかえり、3月議会前の閉会中の総務常任委員会で決定することとなっていた。「四万十市議会における災害発生時の対応要領等の作成について」協議を行った。

=小休=

=正会=

広島市議会の対応要領をベースとした内容で決定し、開会中の全員協議会に報告することとなった。

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し委員会を終了した。